

## 主 文

原判決中被告人Aに関する部分を破棄し、事件を東京高等裁判所に差戻す。

被告人Bの上告を棄却する。

## 理 由

弁護人川上隆同一瀬英矢の被告人Aに関する上告趣意第二点について。

原判決によると、その主文においては、被告人Aを懲役一年の実刑に処する旨判示しながら、その理由中には、同被告人に対し、情状により右懲役刑の執行を猶予する旨判示している。右は明らかに所論の如く、理由にそごある場合ということができるから、原判決は破棄を免かれない。この点に関する論旨は理由がある。

よつて同被告人については、他の論旨に対する判断を省略し、刑訴施行法二条、旧刑訴四四七条、四四八条の二により、原判決中同被告人に関する部分を破棄し、事件を原審に差戻すべきものである。

同弁護人等の被告人Bに関する上告趣意第一点について。

原審の裁判が迅速を欠いたとしても、その故を以て、原判決を破棄すべき理由とすることのできないことは、すでに当裁判所の判例とするところであるから（昭和二三年（れ）第一〇七一号同二三年一二月二二日大法廷判決参照）、論旨は理由がない。

同第三点について。

論旨は量刑不当の主張で、上告適法の理由となり得ない。

よつて同被告人については、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により、その上告を棄却すべきものである。

よつて主文のとおり判決する。

右は裁判官全員一致の意見である。

検察官 浜田龍信関与

昭和二八年二月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上	登
裁判官	島		保
裁判官	河	村	又
裁判官	小	林	俊
裁判官	本	村	善
			太郎